

令和8年度第1回広島市行政不服審査会議事録

1 開催日時 令和8年4月13日（月）午前9時30～午前9時55分

2 開催場所 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

3 出席委員等

委員	新井	誠	委員	福永	実
委員	石口	亜矢	専門委員	須崎	博文

4 事務局

法務課長	田奥	幸生	法務課課長補佐	乗松	朋子
法務課主査	竹本	美治	法務課主事	眞田	宏樹
法務課主事	青山	航			

5 議事の要旨

(1) 会長の決定

委員の互選により、新井委員が会長に決定された。

(2) 職務代理者の指名

新井会長により、福永委員が職務代理者に指名された。

(3) 合議体構成員の指名及び合議体長の決定

審査会において、合議体を構成する委員に3名の出席委員が指名されるとともに、新井委員が合議体長に決定された。

(4) 広島市行政不服審査会合議体における審査請求事件の調査審議要領の一部改正について事務局に説明させた。これを踏まえ、委員による質疑及び意見交換を行った。

その概要は、次のとおり。

ア 質疑・意見交換（◎：会長（議事進行）、○：委員、●：事務局）

○ 別表：審査会（合議体）の権限及び審査請求事件の事務処理方法（以下「別表」という。）のうち、意見の陳述について、今までは、第1回の審議で事案の概要等の説明があり、その後に口頭意見陳述を実施するかを決めていたので、口頭意見陳述は次回以降に実施されていたが、今後は第1回の審議を行う日に口頭意見陳述を行うことになるのか。

● 諮問受付後2から3週間後を、口頭意見陳述の希望の有無に係る申立期間としている。第1回の審議は、諮問受付日直後の審査会に諮るので、基本的に第1回の審議を行う日に口頭意見陳述を行うことはない。

○ 別表のうち、意見の陳述の法第75条第1項の二つの権限について、原則（実施）と例外（不実施）が逆転しており違和感があるので、現行どおり、原則を上段に記載した

方が良い。

● そのように修正する。

◎ それでは、これまでの意見を踏まえ、改正案を一部修正することとする。

イ 審議結果

別表については、表現を一部修正することとし、その余の部分は案のとおり決定された。